

催物(イベント等)の開催における感染防止対策及び開催規模の基準

催物（イベント等）を開催する際は、特に以下の感染防止対策を徹底すること。

【参加者及びスタッフへの制限等】

- 受付及び会場での間隔（できるだけ2m）確保
- 参加者及びスタッフのマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限（検温の実施）
- 参加者及びスタッフの手洗い・手指消毒の徹底
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者等の名簿を適正に管理

【施設内における対策等】

- 受付など人と人が対面する場所は、パーテーションやビニールカーテンを設置
 - 手指消毒設備の設置（受付、会場内、スタッフルーム等）
 - 屋内においては施設の常時換気の徹底
 - 施設の共用部分（トイレ、テーブル等）の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
 - トイレではペーパータオルを設置し、ハンドドライヤー・共通タオルは禁止
 - スタッフ等の休憩スペースや更衣室は、常時換気を行い3密とならないよう徹底
 - 飲食物等のゴミの管理の徹底（密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを徹底）
- ※スタッフのゴミの回収の際は、マスク・手袋の着用を徹底

また、「緊急事態宣言の解除について」2（3）に記載の「全国的大規模な催物等の開催において、リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの慎重な対応を行うこと」における開催規模の目安については、当面、以下のとおりとする。

【開催規模の目安】

- 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数
- 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）

※上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によって、リスクが異なることには十分に留意すること。

※密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。